

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 福島県における緊急事態措置

(令和2年5月5日改定)

福島県

福島県緊急事態措置の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで

3. 実施内容

(1)外出自粛の要請

- ア 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛
- ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛

(2) 施設の使用制限の協力要請 等

- ア 社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設等を除く施設については、引き続き休業を要請。
- イ なお、緊急事態措置の実施期間中であっても、県内の感染状況や近隣県の対応、業種毎の感染拡大予防に関するガイドラインの策定状況などを踏まえながら、施設の使用制限の早期の解除を検討する。
- ウ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校についても、引き続き、臨時休業を要請。
- エ その際、子供たちの学習や心身の健康の観点から、早期に休業要請を解除することが望ましいことを踏まえ、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で実施可能な教育活動を検討し、臨時休業期間中から段階的に実施していくことを要請。あわせて、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針を検討することを要請。

(3) イベントの開催自粛の協力要請

- ア クラスタが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の自粛を要請。特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ 比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

(1)外出自粛要請(特措法第24条第9項)

- ア 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を要請
- イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛を要請
- ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛を要請
- エ これらを除く外出の際には、基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を依頼

【都道府県をまたいだ移動(例)】

- 不要不急の帰省や旅行

【クラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場(例)】

- キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、カラオケなど

2 施設の使用制限の協力要請等

ア 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

① 社会生活を維持する上で必要な施設

| 施設の種類 | |
|------------|--|
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 |
| 食事提供施設 | 飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く。) |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等 |
| 工場等 | 工場、作業場 等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 |

② 社会福祉施設等

| 施設の種類 | |
|---------|---|
| 社会福祉施設等 | 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

イ 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による協力要請を行う施設

| 施設の種類 | 内 訳 | 要請内容 |
|------------|---|-------------------------------|
| ①遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等 | 施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項) |
| ②劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | |
| ③集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場 | |
| ④運動施設、遊技施設 | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等 | |
| ⑤文教施設 | 学校(大学等を除く。) | |

② 特措法による協力要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

| 施設の種類 | 内 訳 | 要請内容 |
|----------|---|-------------------------------|
| ①大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 | 施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項) |
| ②博物館等 | 博物館、美術館、図書館 | |
| ③ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) | |
| ④商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 | |

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

| 施設の種類 | 内 訳 | 要請内容 |
|----------|--|--|
| ①大学・学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業 | 特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨を考慮し、適切な対応について協力を依頼 |
| ②博物館等 | 博物館、美術館、図書館 | |
| ③ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| ④商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業 | |

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

参考2 「適切な感染防止策」についての取組例

| 目的 | 具体的な取組例 |
|-----------------------------|---|
| 発熱者等の施設への入場防止 | ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 |
| | ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限 |
| 3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止 | ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 |
| | ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) |
| | ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議を利用) |
| | ・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限) |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | ・従業員(出入り業者を含む。)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | ・店舗・事務所内の定期的な消毒 |
| | ・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置) |
| 稼働時における感染の防止 | ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進) |
| | ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) |
| | ・出張の中止(電話会議やテレビ会議などを活用) |

3 イベントの開催自粛の協力要請（特措法第24条第9項）

ア クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の自粛を要請。特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。

イ 比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

【比較的少人数(例)】

- 対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度

【比較的少人数のイベント等を開催するための条件】

- ① 三つの密の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- ② 大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

【比較的少人数の具体的なイベント(例)】

- 歌唱を伴わない演奏会、茶会などの室内イベント、野外におけるイベント(近距離での会話を伴わないもの)など

福島県緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称: **福島県緊急事態措置コールセンター**

設置期間: **令和2年4月20日(月)から当面の間**

開設時間: **9時～18時(土日祝日も含む)**

受付方法: **専用電話**

受付電話番号: 024-521-8643